平成２１年（フ）第９１２９号
埼玉県川口市芝園町３－１－224
破産者　本山　　勇
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９１５６号
東京都江東区住吉１丁目14―14―301
破産者　澁谷　金澄
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９１５９号
東京都江戸川区南葛西６丁目25―５―403
破産者　郡司　恭宏
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９１８６号
東京都足立区北加平町13―22―103、開始決定時の住所大阪府大阪市東淀川区上新庄２丁目20―45―301
破産者　**柗**本　　歴
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９２３３号
東京都板橋区蓮沼町69―６―302
破産者　日比　浩史
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９２７８号
埼玉県春日部市東中野580―２
破産者　金井　重雄
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９２７９号
埼玉県春日部市東中野580―２
破産者　金井　祐子
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９２８０号
東京都渋谷区代々木３丁目31―12―301
破産者　牛丸　美華（旧姓畔上）
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９４０２号
東京都練馬区東大泉２丁目３－１－503
破産者　田口　　勉
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９４１８号
埼玉県さいたま市見沼区東大宮３丁目11―205
破産者　鹿野　敏勝
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９４１９号
茨城県土浦市真鍋２丁目４―36―103
破産者　酒井　靖子
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９４２０号
愛知県名古屋市千種区今池南16―25―902、開始決定時の住所東京都杉並区西荻北４丁目31―20―206
破産者　押野　恵美
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９４６８号
東京都東大和市桜が丘３丁目44―31―12―701
破産者　柴田　淳子
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９５４１号
千葉県船橋市本町２丁目25番13号
破産者　株式会社ホームワーク
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９５４２号
東京都墨田区錦糸２丁目13―11
破産者　早川　　淳
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９６４０号
埼玉県所沢市大字上安松445―１―209
破産者　高山　朝和
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９６８５号
東京都江東区森下４－25―６－301、住民票上の住所東京都練馬区桜台１丁目６－10－３Ｆ
破産者　片山　祐一
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９６８６号
神奈川県横浜市鶴見区獅子ケ谷１丁目23―５―305
破産者　河合香代子
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９７６６号
東京都国立市中１丁目８－30―601
破産者　北野　勝也
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９７７３号
東京都大田区池上６丁目12―15
破産者　黒澤　尚樹
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９８１５号
東京都新宿区北新宿２丁目５－５－102、住民票上の住所東京都新宿区北新宿２丁目５－５－105
破産者　吉田　　裕
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９８７３号
大阪府大阪市西淀川区百島１丁目２―36
破産者　大西　一成
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部